

言論の自由の原則は公共機関の所有する情報にアクセスできる権利を肯定するべきです

Open Society Justice Initiativeのシニア法律顧問であるSandra Coliverは、情報にアクセスする権利が言論の自由にとって重要だと言います。



公共機関の所有する情報にアクセスできることは表現の自由の重要な要素であり、それについての特定の原則が必要です。以下はその為のいくつかの理由です。

まず初めに、そして一番重要な理由として、もしも人々が情報に富んだ討論に参加し、政府を監視し、人権、健康、公共の安全、そして環境を守り、平等性に基づく公共財や公共サービスへのアクセスを確保したいならば、公共機関や、公的作業を行う、又は公的資金を受け取っている民間組織が所有する情報にアクセスできることは必須です。

政府が開示しなければいけない情報には大きく分けて二種類あります。どのようにしてサービスや付与にアクセスできるか、病院、学校、交通などのサービスをどのようにして査定するのが最善かなどを決定するための情報を、政府の提供するサービスの消費者、利用者として私たちは必要とします。国民、得に監視機関は、政府機関が無駄遣いをせず、尚且つ国際法、憲法、法令に従っているか評価するため、予算、産出、政策、公務員の給与、アウトソーシングの契約、監査機関の報告書など、政府機関がどのように機能しているか理解するための情報を必要とします。

公共機関は、国民がそれら機関、又は重要な役人を監視するために使う情報の提供を得にいやがりません。また、集計や正確さの確認が面倒くさいため、あるいは情報開示によって秘密にしておきたい悪事や不始末を表面化させたくないため、一部の消費者情報の提供を躊躇するかもしれません。例えば、アメリカの消費者機関は、苦情が真実に基づいてないかもしれない、そして情報開示は生産業者に対しての不当な偏見を生み出し名誉毀損裁判につながるかもしれないとして、長い間製品についての苦情を公にすることを拒みました。2011年6月、同機関は注意書きの補足とともにですが、ついにそれら情報の公開を決定しました。

二つ目に、第1原則で言及されている「情報や考えを受け取れる、伝えられる」自由という概念は「公共機関が所有する情報へのアクセス」の総括的な意義を包含していません。世界人権宣言とそれを追った国連条約や地域協定が唱道する「情報を受け取り、伝える自由」は、情報を交換したい組織・個人が政府の干渉を受けずにそれを行う自由として一般的に解釈されており、公共機関が開示したくない情報を市民やほかの人々が要求できることに言及しているわけではありません。

三つ目に、海外または国内の専門家、組織、法律が、表現の自由の権利は公共機関が所有する情報にアクセスする権利を含むと主張し始めたのはごく最近です。例えば、国際人権規約第19条が公共機関が所有する情報へアクセスする権利を含有すると国連人権委員会が宣言したのは2011年のことです。国連構成国により選出された18の専門家から成るこの委員会は、世界人権宣言の一部を明文化した同規約の権威的解釈と応用を使命とします。同権利の国際的認識の新しさ、その重要性、そして政府が情報開示の責任を否認する傾向を踏まえると、別途の原則が明らかに必要です。

昨今五十カ国以上の憲法が情報の権利の憲法上地位を保証しています。そして、人口大国であるブラジル、中国、インド、インドネシア、ロシア、アメリカをはじめ、ほとんどのヨーロッパ・中央アジア諸国、ラテンアメリカ諸国半数以上、アジア太平洋諸国十二カ国以上、アフリカ七カ国、そして中東・北アフリカ三カ国を含む、延べ九十カ国弱が情報に関する法律や施行されている規制を通して国家レベルの権利を与えています。少なくとも理論上は、52億人以上の人々が、政府から情報を入手するという実効性を伴う権利を謳う国内法のある国に暮らしています。（これらすべての憲法や判決事例についてのサイテーションはthe Open Society Justice Initiativeが管理する[ウェブサイト](#)で閲覧可能です。）

これらを踏まえて、私は以下の通り、新原則追加を提案します。

「私たちは情報に富んだ討論に参加し、政府を監視し、人権、公共の安全、健康そして環境を守り、平等性に基づく公共財や公共サービスへのアクセスを確保するために、公共機関の保有するものも含む情報を必要とします。」

この原則は前出の主張に対応するだけでなく、暗黙に二つの追加点を含みます。まず、情報の必要性は、民間所有のものだけではなく、公共機関の所有する情報も含みます。また、国連人権委員会や多数の国内法は公的作業を行っている、公的資金を受け取っている、実質的に政府に管理されている、あるいは法律によって設立されたなどの民間団体が所有する情報へのアクセスの

言論の自由についての討論

Thirteen languages. Ten principles. One conversation.

<https://freespeechdebate.com/ja>

必要性も認めています。南アフリカの例のように、現代のいくつかの法律や憲法は、人々の権利を損ねるいかなる組織からも情報を得る必要があるかもしれないことを認めています。二つ目に、公共機関が所有する情報を必要とするのは市民だけではありません。むしろ、表現の自由としての人権は道具的価値だけではなく内在的価値も含んでいます。情報に基づいた選択をするということは自らを表現することと同様、私たちの人間性や自由の本質です。また、道具的な角度から見ると、（国民がどうかに関係なく）一国の住人や政府の行動のなにかしらの受け手になる人々は、政府の所有する情報にアクセスする必要性と権利を明確に保有しています。

最後に、第10原則が情報の自由に明確に言及するよう拡張されるべきだと提案します。

「私たちは国家安全、公共安全、道徳の名の下に布かれている情報と表現の自由のすべての制限に対して、自由に意義を申し立てることができるべきです。」

この追加は、政府が侮辱的だと捉えるような考えを表現することができるべきであり、公共安全や関連する公益に基づいた機密に異議を申し立てることができるべきであることを明らかにします。

出版日：2月 10, 2012